

第5回青森県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年8月10日(木)午前9時58分～午前11時30分
- 2 場 所 アスパム6階 八甲田
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官
	長尾事務官			

4 開会

(事務局)

おはようございます。

皆様、お揃いのようなので、ただ今より、第5回青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員御出席されていることを御報告いたします。

それでは、以後の議事につきましては、石岡部会長、よろしくお願いいたします。

(石岡部会長)

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、議題に入りますが、最初に資料の説明、事務局からお願いします。

(事務局)

事務局の方から、資料の御説明を申し上げます。お手元の資料でございますが、本日、引上げ試算表のみを添付させていただいているところでございます。

また、併せまして、昨日、全国の審議会の決定状況について御報告申し上げますけれども、昨日は、群馬と鳥取が結審したところでございまして、そのうち、鳥取でございますけれども、Cランクでございますが、こちらが、46円引き上げて900円となっているところでございます。

これで、Cランク、13県あるうちの3県が決まっております、残るは青森を含めて10県が審議中という状況でございます。

(事務局 [労働基準部長])

引き続きまして、昨日の専門部会終了後に石岡部会長と森宏之部会長代理の方から資料の御依頼がございましたので、事務局の方で御用意させていただいております。

本年7月21日付けの日銀の青森支店のものがございます。青森県内における人手不

足感の強まりと人材確保に向けた取組について、県内から、特に若年層の人材流出が言われている中で、その参考になるデータが何か用意できないかという御依頼を受けたところでございます。

具体的には、3ページ、下4枚でございますけども、3ページの2番、人手不足の現状と背景というところを御覧いただければと思います。

この資料によりますと、青森県内の企業でこのところ、企業規模や労使等に関わらず、多くの先で人手不足感の強まりを指摘する声が聞かれているというふうにされておりました、(1)①の図表5というところですが、就職者のうち、県外に就職した割合、2022年度のデータでございますが、このデータによりますと、青森県は県外に就職した割合が全国で3番目に位置をしております、東北でも一番高い割合を占めているということが、文部科学省、令和4年度学校基本調査から見られるという状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ただ今の説明に対しまして、何か質問等はございますか。

よろしいでしょうかね。

それでは、金額の審議に移りたいと思います。

大分、議論も煮詰まってまいりまして、最終段階に入っております。

これまで、労使双方からそれぞれのお立場からの主張を伺ってきたところですけども、前回、昨日までの段階では、最終的には、労側は49円、使用者側は20円ということでもございました。

昨日の段階では、もう一度、なお一晚御検討いただき、今日の段階で最終的な双方の御意見を頂戴したいというふうをお願いをしたところであります。

ですので、その結果を聞きたいと思っております。

では、使用者側、いかがでしょうか。

(小山田委員)

では、私、小山田の方からお話をさせていただきます。

使用者側としましては、最賃額の検討に際し、最賃法に基づく3要素を軽重なく均等に評価する。このことを基本的考えとして、一昨日、18円、昨日、20円を提示させていただいたところです。

私共としては、最賃法を尊重した合理的な算定のもと、提示していると認識しておりますが、ただ今、部会長からのお話にもございましたように、いまだ労使の提示額に大きな隔たりがあり、合意に向け、双方、もう一段の歩み寄りを期待する旨のお話をいただいております。

また、労働側におかれましても、一定の歩み寄りをいただいていることを踏まえまして、もう一段の歩み寄りを期待することといたしまして、新たな額を提示いたします。

最賃法に基づく3要素をバランスよくとする基本的考えは変えられませんが、それだと、正直、新たな金額を提示することが難しい状況です。従いまして、この際、国が令和5年6月に実施いたしました、令和5年賃金改定状況調査結果第4表 ③一般労働者及びパートタイム労働者の産業系Cランク、これは、昨年6月、今年6月ともに在籍する労働者を対象とする値でございますけれども、賃金対前年上昇率2.7%、これを採用し、853円に0.027掛けまして、23円を最賃アップ額として提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

それでは、労働者側から。

(秋田谷委員)

労働者側としては、根拠のある数字というのは、昨日出した49円というのが、我々で持ち合わせている根拠のある数字ということで、最終提起をさせていただいたと思っております。

使用者側の方からも歩み寄りの数字が示されましたので、歩み寄りの数字ということで、検討した結果、実は、3ランク制に変わる前の、いわゆる去年まで4ランク制があった時にDランクの1つの目標として900円到達という目標がありました。

後は、目安検討小委員会の中でも、労働者側委員の方から、今の3ランク制のCランクですね。青森県が含まれているCランク、900円到達というのを1つの目標にも掲げておりましたので、その金額を採用しまして、目安額、プラス47円の900円を提示させていただきたいと思っております。

(石岡部会長)

分かりました。ありがとうございました。

双方、御検討いただきまして、更なる情報をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ、47円と23円ですので、まだお互いの主張に相当の開きがございます。

この後の審議の進め方ですけども、どういたしましょうか？

昨日は、もう一度御検討いただいて、双方の最終案をいただいて、その金額で、やはりなかなか一致が難しいということであれば、見解を出すしかないのかなと、そういうふうなお話も昨日したところですけども。進行について、何か御意見はございませんか。

特にございませんか。

そういたしますと、議論も出尽くしたところですし、双方の譲歩についての御検討というのも、もうギリギリのところまでなされているということですので、なかなかこれ以上の議論で歩み寄るとするのは難しいように感じますので、それでは、公益委員の方

で検討して、公益見解というものをお出しするというふうにしたいと。

(秋田谷委員)

部会長、その前に一度、労使合同会議というのは。

(石岡部会長)

やりますか。勿論、必要であればやりますが。

(秋田谷委員)

やっていただいた方が。

(石岡部会長)

そうですか。分かりました。

どちらからやりましょうか。何か御要望ありませんか。

(秋田谷委員)

どちらでも構いませんが。

昨日、一昨日からでいくと、使側、労側というふうな。

(石岡部会長)

そうですか。順番からいくと。

(秋田谷委員)

私が主張したい点もありますので、最終的に想いも含めてお話する機会をいただければなと思います。

(石岡部会長)

分かりました。

それでは、一度個別協議を行いたいと思います。

使用者側、よろしいでしょうか。

(小山田委員)

はい。

(石岡部会長)

では、先に使用者側からお話をお聞きしたいと思いますが。

(事務局)

それでは、これから、個別協議となりますので、労働者側委員の皆様は、控室の方へ御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者の皆さんは、御案内するまでしばらくお待ちください。

それでは、傍聴者の皆様は、御退室ください。お手持ちの荷物は全て持って御退室くださるようお願いいたします。

また、全体会議が再開されるまでは、合同庁舎1階のロビーにおいてお持ちくださるよう、お願いいたします。

なお、全体会議が再開されるまでの間は、審議会場に立ち入ることは禁止としておりますので、御注意をお願いいたします。

全体会議が再開される際には、お声掛けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【公使委員意見交換】

【公労委員意見交換】

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、再開したいと思います。

個別に労使双方の御意見を伺いましたけども、金額としては、先ほどお話があったものと変わらずということでございます。

これまで色々審議を続けてきたわけですけども、なかなか開きが大きく、一致を見出すことができません。

ですので、後は、我々、公益委員の方で考えをまとめて、それを提示するというようにさせていただきたいと思っております。

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、公益委員の見解をまとめたいと思っておりますので、これは、我々が別室に行きましょうかね。

(事務局)

お願いいたします。

(石岡部会長)

では、別室にて協議したいと思いますので、皆さん、そのままお待ちください。

【公益委員の個別協議】

(石岡部会長)

では、よろしいでしょうか。

大変お待たせをいたしました。

それでは、再開いたします。

我々、公益委員の立場でこれまでの経過、労使双方の主張等を十分に斟酌した上、議論をいたしました。

その内容は、これは配付。

(事務局)

はい。

(石岡部会長)

公益委員見解、まず1番、令和5年度の青森県最低賃金改正にあたっては、他に5回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済雇用状況等、地域の実情を踏まえ、適正な金額について真摯な議論が展開されるなど、十分審議したところで、審議においては、労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当専門部会として一致点を取りまとめるべく最大限努めてきたところであります。

労使双方から一定の歩み寄りはありましたが、主張の隔たりは大きく、残念ながら最終的には合意には至りませんでした。

この際、公益委員といたしましては、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情等を踏まえ、加えて中央最低賃金審議会の答申を参考としつつ、諸般の事情を総合的に勘案して、公益委員としての見解を表明することといたします。

現行の青森県最低賃金、時間額853円を45円引上げ、898円とすることを提案いたします。

労使双方が主張する額とは乖離のある数値ではありますが、県内の低賃金労働者の労働条件を改善し、県内の経済の健全な発展に労使ともども力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に対して、是非とも御理解を賜りたいと思います。

こういう大幅な額の引き上げを示した結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に入り、特にその点を重視したものでありまして、これが、県内事業者の人手不足の解消や有意義な人材の確保につながることを期待しております。

若干、口頭で補足をさせていただきますと、各地方審議会の現在の状況を見ますと、確かにAランク、Bランクにおきましては、目安どおりの結論を出しているところも多数ありますが、Cランクの状況、未だ結審していない現在の審議状況、結審していないところにおきましても、現在の審理状況などを勘案しますと、目安を上回る結論を出すところが多いという流れにあるというふうに判断しております。

そういう中で、本県は、これ以上、また、中央との格差が開くということであっては、益々優位な人材の流出を招くと。それは、もう、なんとしても留めなければいけない。

本日配付した資料にもありますとおり、若手労働者の県外流出というのは、本県が全

国の中でもトップクラスであると。近県の秋田や岩手に比べても、大きいということを、そういう実情に鑑みても、そういう人材流出に歯止めが掛かる要請要素というのは、非常に本県にとって大きなものがあるというふうに考えております。

特に、今回の使用者側からしますと、大変厳しい内容のように思われるかもしれませんが、優位な人材を確保するというのが、最終的には企業側にとっても重要なファクターであるということは、言うまでもないところでありまして、最終的にウィン・ウインの関係で使用者も労働者、優秀な労働者を、人材を確保するということが、最終的に企業にとってもプラスになるというふうに考えますので、何とかのような提案について、理解を賜りたいと思っています。

ということでございますが、私たちといたしましては、熟議を重ねた上での結論ですので、何とか全会一致でお願いしたいと思っておりますけれども。この提案について、御異議はございますでしょうか。

(小山田委員)

すみません。

この後、採決？

(石岡部会長)

いや、皆さんから御異議がなければ、全会一致ということになりますし、どなたかから反対の声があれば、採決ということになると思います。

(小山田委員)

使用者側委員の小山田でございます。

大変、厳しい内容、部会長さん、自らが使用者側にとって厳しい内容というようなことで、全くそういう受け止め方をさせていただいております。

我々のこれまでの主張がくみ取っていただけなかった結果だと認識しておりますので、私は、この見解、この金額、45円、これについては納得できませんので、反対をいたします。

(石岡部会長)

反対という声がありましたので、残念ながら、全会一致ということにはなりません。

ですので、採決を行いたいと思います。

それでは、これから採決を行います、公益案に賛成の方は挙手をします。

ありがとうございます。

それでは、反対の方、挙手をお願いします。

ありがとうございます。

それでは、公益案に賛成が5、反対が3ということです。

従いまして、公益案は承認されたということになります。

それでは、本専門部会の案といたしまして、この公益委員見解のとおり、現行時間額にプラス45円で結審するということよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

それでは、事務局で金額等を確認してください。

(事務局)

それでは、確認をさせていただきます。

令和5年度の青森県最低賃金が、現行時間額に45円プラスということでございますので、時間額853円プラス45円で、898円となります。

引き上げ率は5.28%となります。

午後の本審で部会報告を行った後、答申をいただきまして、異議申し出を受け付けする旨、公示をいたしまして、異議の申し出があった場合は、8月29日10時30分より開催される第4回本審において、取り扱いを審議していただく予定としております。

また、金額の改正となりますので、官報公示を行いまして、発効予定日は、令和5年10月7日ということになります。

本審議会に報告する部会報告の案を作成いたしますので、しばらく休憩とさせていただきます。事務局の案ができ次第、また、再開させていただくことをお願いしたいと思います。

(石岡部会長)

ということでございますので、事務局の作業の間、少し休憩をしたいと思います。

【事務局作業】

(石岡部会長)

ただ今、事務局から配付されました部会報告の案ですが、御確認いただければと思います。

冒頭については、公益見解のことが書いてあるのと同じであります。

それから、第2段落は、最低賃金との比較、これは、例年入れることとしておりますので、例年のとおりでございます。

その後、「併せて」のところについては、例年は無いことが多い部分なんですけども、先般の専門部会の中でも報告がありましたが、加藤厚労大臣の大臣談話でこの1に書いてある助成ですね。助成策を講ずるというふうなことを言っておられるようですので、

それは、ちゃんとやってくださいというのが1番。

それから、2番の、特に中小零細企業の論議の途中部分、これが全部当該企業に負担することでは、なかなかこれは大変なことです、それが適正に転嫁されるよう、政府も協力してくださいと。

一応、この2点を政府に対する要望として加えたらどうかなというふうに考えております。

このような案につきまして、何か御意見はございませんですか。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この報告をもって、今後の審議会に報告することといたします。

大変暑い中、また大変厳しい状況の中で、熱心な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、今年度の専門部会は、これをもって終了といたします。

それから、本審の話は事務局から？私の方からご案内しますか？

(事務局)

私の方から、では。

(石岡部会長)

では、お願いします。

(事務局)

事務局でございます。

今、部会の方で結審いただきましたところでしたので、本日、午後1時30分から、この場所で本審を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(石岡部会長)

それでは、長時間にわたり審議、本当にありがとうございました。

これにて専門部会を終了したいと思います。

ありがとうございました。